

取引業者 各位

国立大学法人大阪教育大学
総務部財務課

消費税の適格請求書発行事業者の登録申請のお知らせ

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。事業者の方が、インボイス制度が導入される令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

取引業者様におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」を熟読のうえ、インボイス制度が導入されるまでに手続きを完了していただきますようよろしくお願い致します。

【参考】

○インボイス制度の概要

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

○インボイス制度とは、

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

○国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○インボイス制度に関する一般的な御相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9：00～17：00（土日祝日除く）